

## 令和8年度（中間年）指名競争入札参加登録申請について

長井市が行う「建設工事」の指名競争入札参加登録を、下記の要領により受け付けいたします。

（既に「令和7・8年度登録」の手続きを済ませている場合は、今回の手続きは不要です。）

### 記

1 受付期間 : 令和8年2月2日（月）～令和8年3月2日（月）午後5時00分**必着**

申請書や添付書類に不備がある場合は、受付ができません。不備のない書類が全て揃った時点で申請を受け付けますので、十分な余裕をもって申請書類を提出してください。

2 申請方法 : 申請書及び添付書類を提出してください。なお、提出は**原則郵送**によるものとします。  
電子申請、メールやFAXによる申請はできません。

3 有効期間 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

### 4 提出資料について

下記の書類を**青系の色のA4判クリアファイル**（最終ページ参照）に順番に入れて提出してください。  
(提出部数は各1部)

番号	区分	建設工事	建設工事 ※(注)
1	申請書 【別記様式】	◎	◎
	委任状（代理申請用）※任意様式	○	○
2	経営規模等評価結果通知書	◎（写可）	○（写可）
3	委任状（受任者用）【別記様式】	○	○
4	営業所一覧表	○	○
5	工事経歴書	◎	◎
6	技術職員名簿	◎	◎
7	登記事項証明書	×	◎（写可）
8	納税証明書	◎（写可）	◎（写可）
9	印鑑証明書	◎（原本）	◎（原本）
10	使用印鑑届 【別記様式】	○	○
11	暴力団排除に係る誓約書 【別記様式】	◎	◎
12	等級別格付名簿作成のための関係資料	○	○
13	返信用封筒（110円分の切手貼付）	○	○

◎：必ず提出 ○：該当する場合提出 ×：提出不要

※(注) 建設業法第3条第1項ただし書の規定により許可を受けないで建設業を営むことのできる者

## 申請書類における注意事項

- 1 申請書 : **総務省作成の標準様式**、国土交通省指定様式又は山形県公共工事契約業務連絡協議会指定様式等でも可としますが、以下の点にご注意ください。
  - ・印鑑証明書の印（実印）を押印すること。
  - ・登録希望業種一覧を添付すること。（業種区分は総務省作成の標準様式と同様とし、工種区分は記載不要です。）
- ※行政書士が代理で申請を行う場合には、代理申請に係る委任状（任意の様式）を提出してください。委任状には行政書士証票に記載の登録番号を明記してください。
- 2 経営規模等評価結果通知書 : 直近のものとします。
- 3 委任状（受任者用）: 押印不要。様式中、箇条書きの委任する権限については、必要に応じて変更することも可とします。
- 4 営業所一覧表 : 直近の建設業許可申請時に許可行政庁へ提出した営業所一覧表の写し。総務省作成の標準様式も可とします。
- 5 工事経歴書 : 申請する年度の直前2期分。決算終了後に許可行政庁に提出した写し。
- 6 技術職員名簿 : 技術者経歴書でも可とします。
- 7 登記事項証明書 : 現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可とします。）  
申請者が個人の場合は、市区町村で発行する代表者の身分証明書を提出してください。  
いずれも申請日から3ヵ月以内に発行されたもの。
- 8 納税証明書 : 添付する証明書の種類は下表のとおりです。

区分	市税関係（長井市市民課にて交付）	国税関係（所管の税務署にて交付）
市内の個人業者	個人市民税⇒ <u>納税証明書</u> (完納証明書ではありません)	所得税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3の2」</u>
市内の法人	法人市民税⇒ <u>納税証明書</u> (完納証明書ではありません)	法人税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3の3」</u>
市外の個人業者		所得税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3の2」</u>
市外の法人		法人税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3の3」</u>

※市税関係、国税関係とも申請日から3ヵ月以内に発行されたもの。

- 9 印鑑証明書 : 申請日から3ヵ月以内に発行されたもの。
- 10 使用印鑑届 : 印鑑証明書の印（実印）以外を、契約の締結、代金の請求等に使用する場合に提出してください。本社または営業所の代表者の印とし、社判は不可です。
- 11 暴力団排除に係る誓約書 : 印鑑証明書の印（実印）を押して提出してください。
- 12 等級別格付名簿作成のための関係資料

長井市内に本店を有する者及び長井市内に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者（共同企業体は除く。）については長井市建設工事請負業者選定要綱に基づき、等級別格付を行います。そのための資料として、以下の資料の提出をお願いします。

### 提出対象者

- ・長井市内に本店を有する者
- ・長井市内に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者（共同企業体は除く。）
- ・下表の「区分」に応じて、「対象となる場合」に該当する者

## 提出資料

### ○子育て支援取り組み関係資料

区分	対象となる場合	提出書類
常時雇用労働者数が 101人以上	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、かつ就業規則において育児休業制度を規定している場合	労働局の受理印のある「一般事業主行動計画策定届」、「就業規則」の写し
常時雇用労働者数が 100人以下	就業規則において育児休業制度を規定している場合	労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し

- 13 返信用封筒 : 受付を確認できる「受付票」が必要な場合は、返信先宛名を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

## 4 その他

申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実について記載しなかったときは、指名競争入札参加資格を得られないことがあります。

また、同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経営建設共同体との同時登録はできませんので注意してください。

なお、設計金額250万円以上の建設工事について、条件付き一般競争入札を行っていますが、この登録がされてないと参加できませんので注意してください。記載事項について、不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。

## 6 書類提出先

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号  
長井市 総務課 総務係  
TEL 0238-82-8002 (内線270)  
FAX 0238-83-1070

## 書類提出用クリアファイルの例

